

丙  
三  
三  
九

立案 昭和 年月 日  
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



宗秩家總裁



海軍中尉 細谷真三郎 叙位取消の件

壬午四月八日  
官 内 省

官 内 省

海軍中尉 細谷真三 有給休職の件

昭和二十二年四月八日

宮内省

海軍省

共済部 平 民 日  
立素部 平 民 日

海軍省



海軍中尉 細谷真三 郎 叙位取消の件  
右 謹テ 裁可ヲ 仰ク  
昭和二十二年 四月 八日  
内閣總理大臣 吉田 茂



月

日

人閣位第三九二號

起 昭和二十二年四月八日  
案 昭和二十二年四月八日  
裁可 昭和二十二年四月八日  
決定 昭和二十二年四月八日  
行 昭和二十二年四月八日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官長



内閣事務官



海軍中尉細谷真三郎はさきに敍位發令になりましたところこの  
度別紙記載の事實が判明致しましたので今更恐縮の次  
第であります。が敍位取消を上奏することと致したと思ひます

内閣

内閣

海軍中尉 正八位 細谷 真三郎  
昭和二十年八月十五日  
海軍中尉 正八位 細谷 真三郎  
昭和二十年八月十五日

内閣書記官長

内閣書記官長

内閣書記官長

入閣

海軍中尉 正八位 細谷 真三郎

昭和二十年八月十五日  
敍 從 七 位

海軍中尉

正八位

細 谷

真三郎

右者頭書の通り敍位發令になりましたが、今般生存しある  
ことが判明致しましたので、眞に恐れ入りますが本敍位を  
お取消願います。

海

軍

昭和二十二年三月二十四日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部



叙位取消について照會

三月二十四日復二秘人第三〇三號叙位取消について申牒された左記の者は、今次戦争作戦従事中戦死と認定され、頭書の日附で叙位上奏發令されたが、今般歸還者の報告に依り生存しあること判明したので、前記特殊進級を取消されたから本叙位も取消されるよう取計ねたい。

記

海軍中尉

細

谷

真

三

郎

昭和二十一年五月十日進達  
二復秘人第一〇七一號

復二秘人第 二〇三 號

昭和二十二年 三月 二十日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉細谷真三郎の敍位取消について刷紙の通り申牒  
する。

海軍

立案 昭和 年月 日  
決裁 昭和 年月 日

爵位課長



宗務課長



海軍少佐兒玉光雄外七名叙位取消の件

昭和三年四月九日裁可  
日官

官 内 省